

平成 20 年度税制改正大綱（抜粋）

（平成 19 年 12 月 13 日 自由民主党、公明党）

第一 税体系の抜本的改革の実現に向けて

〔基本的考え方〕

2 平成 21 年度における基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げに要する財源を始め、持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を確保する必要がある。このため、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、これらの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、税体系の抜本的改革を行う。

その際、新たな国民負担はすべて国民に還元するとの原則に立って、経済動向等に左右されにくい消費税をこれらの費用をまかなう主要な財源として位置付けた上で、社会保障財源を充実することを検討する。

第四 検討事項

2 少子・長寿化が急速に進展し、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体の意識改革や働き方の見直し、さらには歳出面における取組みと合わせて、税制面においても少子化対策を支援していくことが重要な課題となっている。扶養控除のあり方を検討するとともに、少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的改革の中で検討する。

平成20年度 税制改正の概要（抜粋）

（平成19年12月 厚生労働省）

第2 次世代育成を支援する少子化対策の推進

① 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定に伴う税制上の所要の措置〔消費税、不動産取得税、固定資産税など〕

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月18日策定）を踏まえた子育て支援に関する事業の位置付けの明確化等を行う法案の内容を見て検討することとされた。

② 社会的養護体制の見直しに関する児童福祉法等の改正に伴う税制上の所要の措置〔消費税、不動産取得税、固定資産税など〕

家庭的な環境の下で行う養育事業の創設等、社会的養護体制の質と量の拡充を図ることを内容とする法案の内容を見て検討することとされた。

（注）主な子育て支援事業について、消費税等の減免を実施する方向で、税務当局へ要望・調整中